

新旧対照表

浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年規則第3号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(利用の登録) 第5条 音楽ホールの施設等を利用しようとするものは、あらかじめ、浦安音楽ホール利用登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。	(利用の登録) 第5条 音楽ホールの施設等を利用しようとするものは、あらかじめ、浦安音楽ホール利用登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）を指定管理者に提出し、浦安音楽ホール利用登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手続に代えるものとする。ただし、減額又は免除の申請を併せて行う場合にあっては、予約管理システムを利用することはできない。	2 登録証の有効期間は、登録の日から起算して1年とする。
3 省 略 (利用登録の承認) 第5条の2 指定管理者は、施設の利用登録を承認したときは、浦安音楽ホール利用登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。	3 同 左
2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の利用登録の承認にあっては、登録証は交付しない。	
3 登録の有効期間は、2年とする。 (利用承認の申請) 第6条 省 略	(利用承認の申請) 第6条 同 左
2 前項の規定にかかわらず、スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオEに係る申請について、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手続に代えるものとする。	2 指定管理者は、前項の申請のうち、スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオEに係る申請については、電子情報処理組織（指定管理者の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。 3 前項の規定により行われた申請は、利用承認申請書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。 4 第2項の規定により行われた申請は、同項の指定管理者の使用に係る電子

改 正 後	改 正 前
	<u>計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に指定管理者に到達したものとみなす。</u>
<u>3 利用承認の申請の受付時間は、予約管理システムへの入力により申請する場合を除き、午前9時から午後9時までとする。</u>	<u>5 利用承認の申請の受付時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第2項の規定により行われた申請については、午前8時45分から午後11時までとする。</u>
<u>4～8 省 略 (利用の承認)</u>	<u>6～10 同 左 (利用の承認)</u>
第8条 省 略	第8条 同 左
<u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の利用の承認にあっては、利用承認書による通知は行わない。</u>	<u>2 指定管理者は、前項の規定による通知のうち、スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオEに係る通知については、電子情報処理組織（指定管理者の使用に係る電子計算機と通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</u>
	<u>3 前項の規定により行われた通知については、第1項の規定による通知が行われたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。</u>
	<u>4 第2項の規定により行われた通知は、同項の規定による通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。</u>
<u>3 省 略 (利用承認の取消しの申出)</u>	<u>5 同 左 (利用承認の取消しの申出)</u>
第9条 省 略	第9条 同 左
<u>2 前項の規定にかかわらず、スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオEに係る申出について、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の手続に代えるものとする。</u>	<u>2 指定管理者は、前項の規定による申出のうち、スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオEに係る申出については、電子情報処理組織（指定管理者の使用に係る電子計算機と申出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</u>
	<u>3 前項の規定により行われた申出は、第1項の浦安音楽ホール利用取消申出書が提出されたものとみなして、条例及びこの規則を適用する。</u>
	<u>4 第2項の規定により行われた申出は、同項の指定管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に指定管理者に到達したも</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金の還付)</p> <p>第12条 省 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、スタジオB、スタジオC、スタジオD及びスタジオEに係る申請について、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の手続に代えるものとする。</u></p> <p><u>3 省 略</u></p> <p>第2号様式 (第5条の2第1項)</p> <p>(表)</p> <p>省 略</p> <p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>浦安音楽ホール利用登録証</p><p>省 略</p><p>1～3 省 略</p><p>4 登録の有効期間は登録の日から起算して<u>2年</u>とし、以後<u>2年</u>ごとに更新手続が必要になります。</p><p>省 略</p></div> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 この規則の施行の際現に改正前の浦安市音楽ホールの設置及び管理に関する条例施行規則に基づく登録証の交付を受けている者の登録の有効期間は、改正後の第5条の2第3項の規定にかかわらず、令和9年12月31日までとする。</u></p>	<p><u>のとみなす。</u></p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第12条 同 左</p> <p><u>2 同 左</u></p> <p>第2号様式 (第5条第1項)</p> <p>(表)</p> <p>同 左</p> <p>(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>浦安音楽ホール利用登録証</p><p>同 左</p><p>1～3 同 左</p><p>4 登録の有効期限は登録の日から起算して<u>1年</u>とし、以後<u>1年</u>ごとに更新手続が必要になります。</p><p>同 左</p></div>